

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

二十七年

平成二十七年三月十八日(水曜日)

議事日程(第四号)

平成二十七年三月十八日 午前十時開議

第一 議第四号 五條市地域審議会条例の制定について

議第五号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議第十九号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第七号)議定について

第二 議第七号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議第八号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議第九号 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議第二十号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第二十一号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について

議第二十二号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について

議第二十三号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第六号 五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定について

議第十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議第 十一号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議第 十二号 五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正について
- 議第 十四号 五條市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 議第 十五号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十七年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第 三十号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十七年五條市水道事業会計予算議定について
- 第 四 発議第 四号 議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について
- 第 五 同第 一号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 六 同第 二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 第 七 発議第 五号 五條市議会委員会条例の一部改正について
- 第 八 発議第 六号 核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取組を求める意見書について
- 第 九 発議第 七号 新金剛トンネルの実現を求める意見書について
- 第 十 発議第 八号 (仮称)五條総合体育館建設事業において柔哲会から提出された請願の要旨の対応を求める決議について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長  
副市長

榎 太

内 田

成 好

吉 紀

|     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 十二番 | 十一番 | 十番  | 九番  | 八番  | 七番  | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 | 一番 |
| 大 益 | 吉 山 | 福 岩 | 窪 吉 | 宗 牧 | 平 養 |    |    |    |    |    |    |
| 谷 田 | 田 田 | 口 塚 | 本   | 田 部 | 野 岡 | 田  |    |    |    |    |    |
| 龍 吉 | 雅 耕 |     | 佳   | 康 雅 | 清 全 |    |    |    |    |    |    |
| 雄 博 | 範 司 | 実 孝 | 秀 正 | 寛 一 | 司 康 |    |    |    |    |    |    |



事務局主任 片山仁美  
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る六日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

なお本日、報道関係者から写真撮影の申出がありましたので、許可をいたしております。

初めに、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。三番、牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）奈良県広域消防組合議会の報告をさせていただきます。

議長から発言の許可をいただきましたので、去る、二月二十七日金曜日、午後一時三十分から、かしはら安心パークにおいて開催されました、平成二十七年奈良県広域消防組合第一回定例会の報告をいたします。

本定例会では、まず管理者の檀原市長から議会招集の挨拶があり、続いて、本定例会の会期を一日間とすることが決定され、会議録署名議員の指名に続き、管理者行政報告がありました。

次に、議案審議に入り、奈良県広域消防組合行政手続き条例の一部を改正する条例を始めとする条例の一部改正四議案、平成二十六年特別会計補正予算六議案、平成二十七年一般会計及び特別会計予算十三議案、財産の取得として水槽付消防ポンプ自動車一台買入れ議案並びに公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定の専決処分報告議案が提出され、それぞれの議案について提案説明の後、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもってそれぞれ原案のとおり可決されました。

最後に、本定例会から奈良県広域消防組合一般質問に関する申合せによる一般質問が行われ、二人の議員が奈良県広域消防組合の事務の執行状況等についてたずねました。

最初に、私より奈良県広域消防組合で一括購入している被服・防火衣の契約方法について、次に第二十三回危険業務従事者叙勲に係る事務局の事務処理上のミスについて、次に監査委員としての指摘事項について、以上の三点について質問いたしました。

特に、第二十三回危険業務従事者の叙勲については、元五條市の職員が昨年十一月十一日東京都で開催されました消防庁伝達式及び皇居の拝謁について、事務処理上のミスで出席できなかったことについて、事務処理上のミス、今後の防止対策、出席できなかった御本人さんへの対応について質問いたしました。

理事者側総務部長の答弁は、国から県を通じて調査報告書が送付され、この報告書は複数のシートになってシステム化された内容となっており、事務の流れとして、受章者の出身地であります五條消防署から本部に電子メールで出欠調査報告書を送付されました。

五條消防署は、調査報告書に出席・欠席の両方のシートを記入し作成しました。システムの取扱いで両方のシートに記入した場合、「出席者と欠席者を両確認」というエラーメッセージが表示されますが、それを見落として報告しました。

本部においても、五條消防署から送付された電子メールを開いたときに、最初に欠席報告書が表示され、他のシートを確認せず欠席として県へ報告したものです。

今後は、電子メールの報告だけではなく、文書での提出、電話での再確認をするなど重複的な確認を行い、このようなことが二度と発生しないように努力いたしますと答弁されました。

私より、次回の皇居の拝謁等に出席できるようにな対応策をお願いいたしました。

最後に、過去における定期監査において指摘させていただいた不条理な契約内容について執行されていることに関して、理解できないため監査資料、書類に署名捺印をしていないことをお伝えしました。

また、前回の議会において提言させていただいた旧中和広域消防組合の職員間の「いじめ問題」の調査結果、解決に向けた対応について、再度指摘しました。

続きまして、二十一番植村家忠議員より「広域消防における合理的な運営」について質問があり、消防広域化は、消防無線のデジタル化に対する費用負担等々を含めて、各市町村の負担金の軽減及び消防力の強化を目的として、平成二十六年四月一日に結成されましたが、平成二十七年各特別会計において、軽減の努力がどこまであったのか指摘され、はしご車及び救助工作車の現状及び過去五年間の出勤状況から大型車両の見直しや全体統合後に向けての職員の削減等による経費削減について質問がなされました。

理事者側消防長から答弁は、車両装備、消防装備等の必要性について中長期的な課題として今後、検討を行うと答弁されました。

以上で概要を申し上げまして、奈良県広域消防組合議会の平成二十七年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、議第四号、議第五号及び議第十九号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田 正  
委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第四号、議第五号及び議第十九号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四号 五條市地域審議会条例の制定については、合併特例債の起債期限が延長されたことから、引き続きよりきめ細やかに住民の意見を聴く必要があるため本条例を制定するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、合併特例債の起債期限が延長になった理由についていただいたのに対し、「東日本大震災後の合併市町村の施設整備状況が進んでいないため延長された。」との答弁があり、委員から、今までに行われた事業及び今後行われる事業についていただいたのに対し、「平成二十年にみどり園ごみ処理施設整備事業及び二回目の延長法案等を地域審議会に諮った。また、今後については、新市建設計画が五年間延長されたので、状況を考慮し西吉野・大塔地域の計画などを考えていきたい。」との答弁があり、委員から、災害を受けた地域であるので、合併特例債を活用したまちづくりを進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、地域審議会の目的、開催回数、委員数、報酬等についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

次に、議第五号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育長が常勤の特別職として設置されるため本条例を制定するもので、当局から説明がありました。

次に、議第十九号 平成二十六年五條市一般会計補正予算（第七号）議定については、人事異動等八千六百一十一万八千円、地方創生関係事業等三千四百二十五万二千円、職員退職手当積立金九百二十万円の臨時福祉給付金事業費更正減八千七百七十三万円の鳥獣対策費の予算計上九百六十六万一千円、プレミアム商品券活用事業費九千九百四十万円のきずみ広場災害復旧工事費一千六百五十万円等の合計三億四千三十六万八千円を追加し、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債及び寄付金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九十二億七千九百二十万八千円とする歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の計上並びに地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地方創生及び地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の資料提供の申出があり、午前十時五十三分にトイレ休憩に入り、午前十一時八分に再開いたしました。

再開後、当局から配布された資料の詳細な説明があり、委員から、デマンド運行システムの内容についてただしたのに対し、「一時間前までに予約があれば運行するシステムである。一般的には電話予約であるが、電話以外にもインターネットや市役所や待合室での端末予約を検討している。」との答弁があり、委員から、システムを検証して、市全体の交通も検討するのはいかがでしょうか。ただしたのに対し、「デマンド交通の利用者にとって利便性のよいシステムであるが、経費も掛かるので、存続するか違うものに切り替えていくのか実証実験をしてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、委員から、地方創生の地域創生先行型の検証についてただしたのに対し、「今後行われる事業については、国から求められている重要業績評価指標において担当課が基礎的なデータを出し、その後第三者委員会を開催するよう求められている。」との答弁がありました。

次に、ジビエ肉の販売についてただしたのに対し、「ジビエ肉の販売は財団法人大塔ふる里センターを検討もしていたが、現在、生協等と協議を行っているが、販売ルートはまだ確定していない。」との答弁がありました。

次に、委員から、消防団の活動服についてただしたのに対し、「新規の消防団員用三十着と活動服のない団員用の三十着と入替用の十着を購入する。」との答弁がありました。

次に、委員から、プレミアム商品券の販売方法等についてただしたのに対し、「販売は七月を予定しており、葉書により申し込んでいただき、抽選で選ぶ。また、低所得者支援として、対象者に引換券を一般の方より早く郵送して市役所窓口で購入していただく。」との答弁がありました。

次に、委員から、きずみ館の工事着工等についてただしたのに対し、「きずみ館については、五月中旬に設計が完了予定で、十月をめどに着工し、平成二十八年三月完成を予定している。」等の答弁がありました。

次に、委員から、新庁舎整備事業等支援業務委託の業務内容についてただしたのに対し、「新庁舎建設にあたって審議に必要な資料を内容に応じ作成する業務委託である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された三議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市子ども・子育て支援事業計画について及び新型インフルエンザ等対策行動計画について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る六日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二、議第七号から議第九号及び議第二十号から議第二十三号までの七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会岩本孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第七号から議第九号及び議第二十号から議第二十三号の七議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月六日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議第八号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、当局から一括して詳細な説明があり、了承した次第であります。委員から、議第十六号と議第十七号の条例との違い、また、今までの介護の事業内容と比較して異なる点についていただいたのに対し、「議第十六号と議第十七号については、五條市指定地域密着型介護予防サービスの人員等の基準を定めるものであり、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設のような地域密着型の施設の基準を定める条例である。また、今回の二条例については、地域包括支援センターに関する基準を定めるもので、議第七号では介護予防のケアマネジメントを行っている事業の人員等の基準を定め、議第八号では、地域包括支援センターで行う主な内容について定めた条例である。」との答弁がありました。

また、委員から、今後の介護職員の育成についていただいたのに対し、「今回の法改正で総合事業ということで要支援一、二の方以外の方が使えるふれあいサロン等のデイサービスの整備を社会福祉協議会等と連携して進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、議第九号 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましては、地方公営企業法の規定による利益処分の方法を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今現在の剰余金の管理について対して詳細な説明があり、委員から、一般会計からの繰入れについて対して対したのに対し、「一般会計からの繰入れについては、委員会を設置し、検討していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、積立金の額と五年間の黒字の積立ての額について対して対したのに対し、「積立金は現金で約四億円、五年平均で純利益約二千万円である。」との答弁がありました。

次に、議第二十号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、一般管理費百五十五万円、高額医療費共同事業拠出金二千十五万七千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金一千万一千円及び国庫支出金返還金三千五百五十六万一千円の合計二千七百五十五万円を追加し、その財源は一般会計繰入金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十六億四千四百五十五万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十一号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、宗松上地区統合簡易水道整備事業費一億二千二十五万二千円を繰越しするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、繰越理由について対して対したのに対し、「道路災害復旧工事と林道災害復旧工事が繰越しとなり、そこが進入路にあたるため工事ができなかった。」との答弁があり、委員から、関係課と協議を行い事業計画を立て進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第二十二号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、流域関連公共下水道事業二千四百三十万円及び汚水処理基本構想策定業務委託二百万円を繰越しするもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十三号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、保険料還付金二十万円及び還付加算金八万五千円の合計二十八万五千円を追加し、その財源は後期高齢者医療広域連合から諸収入で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億三千九百六十八万五千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された七議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、子ども・子育て支援事業計画について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今の報告の二ページですけれども、議第九号の、「剰余金の管理についてただしたのに対して詳細な説明があり、…これはこれでいいのですが、「委員から、一般会計からの繰入れについてただしたのに対し、『一般会計からの繰入れについては、委員会を設置し、検討していきたい。』との答弁がありました。」とありますけれども、一般会計からの繰入れって、どんなお金を繰入れするのか、委員会を設置してって、何の委員会を設置しますんで。

○議長（窪 佳秀）委員長、答弁できますか。

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）理事者側からお願いします。

○議長（窪 佳秀）先ほど申し上げましたが、委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案に対する質疑については去る六日の議案審議において既に終了しておりますので、よろしくお願いいたします。

○十一番（益田吉博）議長、おかしいやんかそれ。議案に対してどうのこうのって言うてない、それは審査終わつとるわ。報告がこういう報告やからね、何の委員会を設置するんでっていうとるんえ、一般会計からの繰入れを。委員長報告に対して聞いているだけやもん、何も議案関係ないやんかえ。

議案に出してきたことに対して何も質問してないで。それはもう終わつとることよく分かつとる。委員長報告に対しての質疑やろ、今。

委員会を設置ということは、新しい委員会をこしらえるって、厚生ではあかんわけかえ。こんなこと報告したら。

○議長（窪 佳秀）河田水道局長。

○水道局長（河田博幸）益田議員の御質問にお答えいたします。

一般会計からの繰入れということは、企業債を一般会計の方から借りて繰入れすることでございます。委員会の設置ということは、今後やっっていく料金改定等につきまして、その委員会を設置して検討していくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第三、議第六号、議第十号から議第十二号、議第十四号、議第十五号及び議第二十四号から議第三十三号までの十六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第六号、議第十号から議第十二号及び議第十四号、議第十五号並びに議第二十四号から議第三十三号までの十六議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月六日の本会議におきまして、平成二十七年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、福塚 実議員、吉田 正議員、宗部康寛議員、牧野雅一議員、養田全康議員と私、山口耕司の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に養田全康委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については

十一日から十二日までの二日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

なお、予算関連議案の議第十一号は人件費の給与費明細で、議第十四号は一般会計の民生費で、議第六号、議第十号及び議第十二号は教育費で、議第十五号は介護保険特別会計で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十一日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 京奈和五條インター周辺活性化調査委託の進捗状況等についてただしたのに対し、「平成二十六年十月に業務委託を発注し、基本コンセプトの設定による地域振興施設の在り方、国内類似事例の収集、整理及び候補地の選定などの作業を行っている途中である。また、五條市が通過点とならないように道の駅のようなものや地場産業の直売所等の設置を検討している。」との答弁がありました。

二 野原側の五新鉄道跡地の利用についてただしたのに対し、「野原の辯天宗の駐車場から堤防までの間で、観光案内所、トイレ等の設置を検討しており、平成二十六年から五箇年の事業計画である。」との答弁がありました。

三 各種の要望書の取扱いについてただしたのに対し、「要望書は各課にまたがり、内容もたくさんあり、すぐに明確に回答できないものもあるので、各関係課でどのようにしていくか協議し整理していきたい。」との答弁があり、委員から、議員を通じた要望については、報告をしてほしいとの意見がありました。

四 障害者雇用についてただしたのに対し、「障害を持っている方の枠を設けて採用してまいりたい。」との答弁がありました。

五 老朽化している消防格納庫の建替えについてただしたのに対し、「強度、耐震等について必要な消防格納庫は改修等を検討する。」との答弁がありました。

六 認定こども園の建設についてただしたのに対し、「保育所と幼稚園の良さを併せ持つ施設である認定こども園の整備を進める。時期については、学校適正化配置計画と連携して検討する。」との答弁があり、委員から、学校適正化計画の時期についてただしたのに対し、「平成二十八年年度に事業計画を策定した後、平成二十九年以降実施の予定である。」との答弁がありました。

七 (仮称)五條総合体育館に倉庫等を設置することについてただしたのに対し、「計画にある倉庫はコンクリートで囲まれたものであるが、新体育館は建築基準法上可燃物は常時置いてはいけないということであり、現在具体的な計画はない。」との答弁がありました。

八 簡易水道の繰越事業及び道路・林道災害復旧工事の進捗状況等についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、各部署で協議を行い計画を立てて進めてもらいたいとの意見がありました。

九 ごみの広域化による中継所整備の進捗状況についてただしたのに対し、「中継所については、一箇所にこだわらず複数考えられるが、みどり園の場所が最適と考え、地元三自治会にお願いしており交渉中である。また、みどり園以外については、みどり園に中継所をおくより安価にならないと考えにくい。」との答弁がありました。

十 現行の入札制度についてただしたのに対し、「設計価格を提示し、最低制限価格は公表していない。」との答弁があり、委員から、現状は最低制限価格で何者も入札されており、計算ソフトがないところとの平等性についてただしたのに対し、「事業者の努力であり、現行のまま運用してまいりたい。」との答弁がありました。

十一 市に対する要望書のうち予算化している割合についてただしたのに対し、「個別に予算化しているのではなく、大枠の中で対応しているのだから。」との答弁がありました。

十二 まわるくんの今後の運営についてただしたのに対し、「今後の運営については、利用者の意見も聞きながら検討する。また、大塔町に関しては、移動販売も含めて考えていきたい。」との答弁がありました。

十三 やまと広域環境衛生事務組合等の一部事務組合に対する負担金の詳細な内訳を予算書へ記載することについてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

十四 上野公園等の築堤工事計画についてただしたのに対し、「国土交通省によると上野公園の築堤工事については、川端地区が終われば順次行うとのことである。また、対岸については必要が無いとのことであるが、再度調査してもらうよう要望していく。」との答弁があり、また委員から、市道大津相谷線の整備についてただしたのに対し、「築堤ができれば必要がないが、釜窪町から流入する水による水害も多く樋門関係についても協議していきたい。」との答弁がありました。

午前十一時三十四分に休憩に入り、午後一時に審査を再開しました。

十五 (仮称)観光案内センターの施設内容等についてただしたのに対し、「(仮称)観光案内センターの設計完成は平成二十七年年度の予定で、施設の内容は、観光案内、トイレ、物産品の直売所を予定している。現在、土地開発公社の土地であり、買戻しを行い、その後、設計を発注する予定である。」との答弁がありました。

十六 消防団員の活動服の貸与の状況についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、活動服の在庫管理をきちんと行い、消防団員に不自由を掛けないようにとの意見がありました。

十七 (仮称)五條総合体育館の運営計画についてただしたのに対し、「(仮称)五條総合体育館の運営については、南部振興に有意義な拠点となるよう態勢を整えて全庁一丸となって取り組んでいく。」との答弁がありました。

十八 今後の広域組合に対するメリット、デメリット等についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、奈良県広域消防組合議会の傍聴についてただしたのに対し、「傍聴には行かせてもらっている。」との答弁があり、委員から、誰が傍聴したか確認してほしいとの意見がありました。

午後一時五十三分に休憩に入り、午後二時十分に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「二月二十七日の定例会ではなしに、二月五日の運営協議会に出席したのと勘違いをしていた。」との答弁があり、委員から、市から多額の負担金を支払っているので組合議会を傍聴し、現状を把握するようにとの意見がありました。

十九 吉野川のこいのぼりの取組についてただしたのに対し、「吉野川のこいのぼりは十五年間も続くイベントであるので、吉野川活性化プロジェクトに引き継いでいただけるようお願いをしている。」との答弁がありました。

午後二時四十六分、東日本震災四周年追悼式に合わせて、一分間の黙とうを捧げました。

二十 高齢者や子供のことを考えた、認定こども園の建設についてただしたのに対し、「牧野保育所とまきの苑が交流しており、相乗効果を検討していきたい。」との答弁がありました。

二十一 職員のモチベーションを上げる立案についてただしたのに対し、「若い職員に案を出してほしいと言っている。」との答弁がありました。

二十二 新町通りの無電柱化の進捗状況についてただしたのに対し、「平成二十六年度に改めてアンケートを取り直した。」との答弁がありました。

二十三 観光周遊ルートの確保についてただしたのに対し、「国土交通省に横断歩道を要望したが終わったとして取り下げられたので、信号と横断歩道を地元自治会や団体に頼んで奈良県警に要望している。」との答弁があり、新町の観光ルートについてただしたのに対し、「野原の辯天宗の駐車場にバスを止め遊歩道を作って大川橋を渡って新町に行くルートを検討している。」との答弁があり、委員から、迎えのバスに乗ってもらう場所の確保が必要であるとの意見がありました。

午後三時十五分に休憩に入り、午後三時三十分に審査を再開しました。

二十四 新町の五新鉄道跡地の利活用についてただしたのに対し、「過去に専門家から歴史的な価値があるコンクリートの遺産として残すべきだと言われたことがある。また、活用するため遊歩道として整備を検討した際、地元から高いところから見られプライバシーに関わると反対があった。しかし、珍しいコンクリート構造物であるので近代遺産として考えていきたい。また、野原側については、地域創生の中で総合戦略に載せて、国の交付金を使って検討していく。」との答弁がありました。

二十五 花咲寮の建替えの検討委員会の答申内容についてただしたのに対し、「今と同じ場所での建替えは無理ということで、別の場所を検討した。また、施設の規模は八十床で、ケアハウス、経費老人ホームも併設すべきであるとの答申であった。また、平成二十八年度以降に移転することになる。」との答弁があり、委員から、建設場所については、学校適正化により校舎が空いてくるので検討してもらいたいとの意見がありました。

二十六 墓地建設事業の進捗状況についてただしたのに対し、「牧野地区に予定しており、自治連合会を通じて説明を行った。そして、十七自治会のうち隣接するところに絞って再度説明会を行った。」との答弁がありました。

二十七 水道事業の財源についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

二十八 市民プールの開園についてただしたのに対し、「上野公園の市民プールについては、公園管理運営検討委員会で検討し、平成二十七年度は休園し、今後のプールの存続について検討していく。」との答弁があり、委員から、開園については、本会議で決議を出して可決したもので、公園管理運営検討委員会で検討された内容の説明が必要であるとの意見がありました。

二十九 住民投票の必要性についてただしたのに対し、「いろんな解釈がある。」との答弁がありました。

三十 五條市新婚世帯住宅取得補助金と県の木材利用ポイントならプラスの併用についてただしたのに対し、「併用できるよう運用していく。」との答弁がありました。

三十一 図書館の建替えについてただしたのに対し、「五條市の図書館は明治三十三年に建てられ百十五年の歴史があり、県内で一番古い。学校適正化等の関係でその施設の利用も含めて、建替えを検討していきたい。」との答弁がありました。

三十二 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理についてただしたのに対し、「第三者委員会の結果としては、国に代わって市が支払うこと、当該職員に求償すること、遅延金として五パーセント支払うことを決定した。」との答弁がありました。

三十三 花咲寮の建替えに伴う定員についてただしたのに対し、「検討する中で中間所得の層の行く施設がないという観点から八十床とした。」との答弁がありました。

三十四 小・中学校の教員等の異動についてただしたのに対し、「基本的に新卒の三年目から六年目の教員は再配置するようになったが、学校が家庭の事情もあり柔軟に対応していく方向となっている。」との答弁がありました。

三十五 土地の借上げについてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、算出基準についてただしたのに対し、「前年度の相続税課税標準額の三パーセントを定めたものである。」との答弁があり、委員から、借上げ地に対する固定資産税についてただしたのに対し、「基本的に課税しているが、過去からの経緯で減免されている土地もある。」との答弁があり、委員から、減免されている土地についてただしたのに対し、「資料がない。」との答弁があり、委員から、明日の予算審査特別委員会までに資料を提供してほしいとの意見がありました。

三十六 電子カルテの今後の取組についてただしたのに対し、「三病院がネットワークでつながることになる。その後、地域医療連携ネットワークの構築により大塔診療所を電子カルテでつなげる。」との答弁があり、委員から、大塔診療所の存続についてただしたのに対し、「何とか存続していきたいと考えている。」との答弁があり、委員から、大塔町の訪問看護についてただしたのに対し、「訪問看護は常勤の医師が必要であるので難しい。しかし、地域の見守り等については、福祉部局と協議してできれば行いたい。」との答弁がありました。

三十七 買物難民支援対策事業についてただしたのに対し、「国の補助金が付けば、これまでのやり方が良いのかどうかも含めて考えていきたい。」との答弁があり、委員から、国の補助金が付かない場合についてただしたのに対し、「付けていただけるものと期待している。」との答弁がありました。

三十八 地域公共交通の運行についてただしたのに対し、「平成二十八年四月から新病院への基幹ルートの運行開始のためには、平成二十七年十月に申請をしなければならない。また、平成二十七年九月には公共交通会議に諮る必要がある。バス車両の確保のために平成二十七年六月補正を考えている。基幹については定時定路線、そこまではデマンド交通をつなげていくことを考えている。」との答弁がありました。

三十九 借上げ地の土地の固定資産税の減免についてただしたのに対し、「該当するのは六件あった。ただし、個人情報について検討が必要である。」との答弁がありました。

提出可能か確認のため、午後五時二十八分に休憩に入り、午後五時四十五分に審査を再開しました。

冒頭、理事者から審査を中断したことに対し謝罪がありました。

休憩前の質問に対し、「固定資産税の減免について、明日、回答する。」との答弁があり、午後五時五十三分に散会しました。十一日の散会前に引き続き、十二日、午前十時に総括質問を再開しました。

昨日の質問に対し、減免の場所の説明がありました。委員から、費目のところで質問するとの意見がありました。

以上、総括質問が終了し、引き続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、議第十一号 職員の退職手当に関する条例の一部改正については、国家公務員の給与制度の総合的な見直しの影響を踏まえた国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額を改正するもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から大塔診療所の職員二名の内訳について対したのに対し、「准看護師一名、主任一名である。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 文書費が前年度より増額になったことについて対したのに対し、詳細な説明があり、委員から、委託内容をしっかり担当課で明確にして、業者任せにしないようにとの意見がありました。

二 公用車駐車場等の土地の借上料について対したのに対し、「減免の経緯は、平成十一年頃に公用車の駐車場として地権者から借りたときに、地権者から税の減免をしてほしいとの申出があり市が検討し、減免をした。」との答弁があり、委員から、減免の規約について対したのに対し、「固定資産税の減免は、五條市税条例第七十一条第二号にうたっている公益のために直接専用する固定資産である。」との答弁があり、委員から、申請があれば全て減免されるのかについて対したのに対し、「直接専用する固定資産が有料で使用する場合は除くとなっており、駐車場敷地については、第四号に特別の事由があるものとあり、ここに反映したものと考える。」との答弁があり、委員から、契約書を見せてほしいとの意見があり、午前十時四十五分に意見調整及び昼食のため休憩に入り、午後一時に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「減免理由は、この土地は平成十一年五月一日から借りており、無理を言って契約をしていただいた。」との答弁があり、委員から、減免等の額について対したのに対し、「課税情報は公開できない。」との答弁があり、委員から、減免されていない方との格差について対したのに対し、「減免、課税の中で公平性がないのでそのまま、課税と減免の人に対して幾らか納めてもらうなりきつちりとしていく。」との答弁がありました。

三 ふるさと寄付金お礼品代の内容等についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、市民アンケート等を実施して、新たな特産品充実に努めていただきたいとの意見がありました。

四 企画費の増額の理由についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、路線バスの今後の見通しについてただしたのに対し、「人口減少、少子化で利用者が減っているが、利用促進に努め、コミュニティバス等とうまく連携しながら乗っていただくよう努める。」との答弁がありました。

五 地番図作成等業務委託料の内容についてただしたのに対し、「分筆によって地番図の変更を校正する委託料であり、平成二十五年度に入札を行い、その後、随意契約をしている。」との答弁があり、委員から、競争性を持って何年かに一度は見直してほしいとの意見がありました。次に、民生費についてであります。

初めに、議第十四号 五條市保育の実施に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法の改正により保育の実施基準が、市町村が条例で定めるものから、法で定める基準に変更されるもので、当局から説明があり了承した次第であります。

六 老人憩の家の自動車購入に伴う運転管理についてただしたのに対し、「運転管理については、所有者と使用者は分離すべきである。」との答弁がありました。

七 障害者支援委託料の支援の内容についてただしたのに対し、「利用者数は、平成二十六年四月から十二月まで七百五十四件で、相談内容については、福祉サービス、健康医療、家族・人間関係等の相談であり、月々事業者から報告をもらっている。」との答弁があり、業者だけに任せるのではなく利用状況等を調べていただきたいとの意見がありました。

八 障害者デイサービスの委託先についてただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉協議会に委託している。」との答弁があり、委員から、五條市社会福祉協議会の業務内容についてただしたのに対し、「市が一部補助し、業務内容は民生委員事業、社会福祉に対する事業等である。」との答弁がありました。

九 民生委員と児童委員の人数等についてただしたのに対し、「民生委員と児童委員は兼務しており、合計百二十二名で活動費は一人三万九千五百円である。」との答弁がありました。

十 旧にしよしの荘駐車場の土地借上料の減免についてただしたのに対し、「この土地は、地元自治会が利用する駐車場や奈良交通のバスが一日二回巡回しており、公共性が高い土地であるためである。」との答弁があり、委員から、三箇所のうち、他の二箇所が更新されなかった理由に

ついでに、詳細な説明があり、委員から、平成二十六年八月一日から株式会社はるすが借地料を支払うようになった時系列を改めて教えていただきたいとの意見があり、午後二時五十分には休憩に入り、午後三時五十分再開しました。

十一 結婚相談所の事業内容について、平成二十六年七月から平成二十七年二月にかけて十五回開催した。男性十一名、女性一名の登録である。」との答弁があり、委員から、できるだけ周知して利用いただけるようにとの意見がありました。

十二 子ども・子育て会議の委員報酬の内容について、子ども・子育て会議の委員報酬は、月額五千元で年五回開催予定である。」との答弁があり、委員から、今後も意義のある会議をお願いするとの意見がありました。

十三 児童遊園地の箇所数等について、四十五箇所あり、遊具があるのは四十二箇所である。三箇所遊具がないが、設置の要望があれば検討していく。」との答弁がありました。

十四 放課後児童健全育成事業の内容について、学童保育のうち、ちべん保育園となかよし保育園への委託料であり、ちべん保育園が六十三名、なかよし保育園が五十七名であり、平日は午後一時から午後五時であるが午後六時三十分まで保育してもらえ。土曜日と祝日は朝から可能である。」との答弁がありました。

十五 自立支援相談業務委託料の相談件数等について、現在十二名に対して相談業務をしている。」との答弁がありました。

十六 遊具撤去工事費で撤去後の公園について、遊具保守点検を行った中で撤去の必要がある場合に撤去を行い、撤去後は地元の要望があれば予算化していく。」との答弁がありました。

十七 剪定業務委託料の六十五万円でせん定ができるのかについて、四十五箇所の草刈り、せん定については地元や各種団体に委託している。六十五万円については、高木等のせん定である。」との答弁がありました。

十八 放課後児童健全育成事業費の増加について、賃金として九人から十三人に増加したこと、ちべん保育園が第二の学童保育をすることになった。」との答弁がありました。

十九 家賃借上料の内容について、学童保育施設にかかる詳細な説明があり、委員から、今後は空き家等を利用して場所の選定を行うしてほしいとの意見がありました。

次に、衛生費についてであります。

二十 子宮頸がん予防接種に対する副作用の周知について、現在はない。」との答弁がありました。

二十一 奈良県健康長寿モデル事業分析業務委託の委託先についてただしたのに対し、「平成二十六年度は株式会社キャンサーキャンである。」との答弁がありました。

二十二 刈草等たい肥化業務委託の昨年度の実績等についてただしたのに対し、「昨年度の実績は二二三トン、平成二十六年度は車谷町で二一〇トンの処理をしている。」との答弁があり、委員から、素晴らしい事業なので今後とも継続していただきたいとの意見がありました。

二十三 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備業務委託料の増加についてただしたのに対し、「例年は一万四千元であるが、追加工事の分担金である。」との答弁がありました。

二十四 やまと広域環境衛生事務組合への負担金の内容についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、負担金の内訳の資料をいただきたいとの意見がありました。

二十五 みどり園周辺地域活性化交付金とみどり園周辺地域環境整備事業交付金の必要性についてただしたのに対し、詳細な説明があり、地元との協議をしっかりと進めてもらいたい。要望書については、後日提出をお願いするとの意見がありました。

二十六 (仮称)五條病院周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「二月二十日に県とまちづくりに関する包括協定を締結した。まず基本構想を策定していくための委託料である。医療ゾーンとして、サイクリングロードの設置や地域包括ケア等の整備、祥水園や医療機関との連携等に対して個別協定を結んで地域の活性化を図っていくものである。」との答弁がありました。

二十七 衛生センターの施設浚渫工事費の内容についてただしたのに対し、「旧施設の槽内の堆積物を最終処分するための工事費である。また、平成二十八年度で解体を予定している。」との答弁がありました。

二十八 新施設の運営についてただしたのに対し、「四月からは職員で管理していくが、四月からの一箇月は運転指導を行ってもらう。」との答弁がありました。

二十九 運転管理モニタリング業務委託料の内容についてただしたのに対し、「新施設は技術提案による性能発注をしているため、要求水準を達成しているかどうか、運転管理の実施状況の点検と評価を行うためのモニタリング業務である。」との答弁がありました。

三十 塵芥処理費の地方債の内訳についてただしたのに対し、「衛生債の中にある、五條市バイオマスタウン推進事業債と広域塵芥処理施設建設事業債である。」との答弁がありました。

委員から、請求のあった資料に基づき、やまと広域環境衛生事務組合への負担金について詳細な説明があり、午後四時三十三分に休憩に入り、

午後四時四十五分に再開しました。

次に、農林業費についてであります。

三十一 青年就農給付金の昨年度の人数等についてただしたのに対し、「昨年度十五名で、今年も十五名を計画しており、一人百五十万円で、夫婦の場合は二百二十五万円である。」との答弁がありました。

三十二 食肉処理加工施設維持管理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「時給八百円で六時間の一箇月二十一日、六箇月の賃金であり、地元自治会にお願ひし、納品搬入作業、掃除等を行ってもらう。」との答弁がありました。

三十三 食肉加工施設進入路整備等工事費の整備場所についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、地域の方に迷惑の掛からないようお願いするとの意見がありました。

三十四 鳥獣対策費の補修材料費の内容についてただしたのに対し、「金網柵、電気柵によるイノシシ、鹿等の進入防止柵である。」との答弁がありました。

三十五 鳥獣対策費の備品購入費の内容についてただしたのに対し、「食肉加工施設で使用する冷凍庫、冷蔵庫等の備品購入費である。」との答弁がありました。

三十六 中山間地域等直接支払事業補助金の昨年の実績等についてただしたのに対し、「昨年は七十七の集落に補助をしたものである。五年間の事業で今年で終わるが、引き続き来年度から五年間を予定している。」との答弁がありました。

三十七 他面的機能支払事業支援事業補助金の支払先等についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

三十八 震災対策農業水利施設整備事業委託料の場所及び内容についてただしたのに対し、「県から一〇〇パーセントの補助があり、市内の八十六箇所のため池の一斉点検、新たに再調査として四箇所、荒坂のため池の耐震診断及びハザードマップの作成である。」との答弁がありました。

三十九 鳥獣対策費の土地の借上料についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、安いものは上げていかなければならない。基準に沿って増やすよう検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

四十 商工振興費が昨年と比べ増加した理由等についてただしたのに対し、「企業立地、雇用促進奨励金が増加したためである。」との答弁がありました。

四十一 公園管理費の備品購入費の内容についてただしたのに対し、「吉野川水辺の楽校に、モバイルトイレとしてトレーラーで動かせるトイレが三基あり、そのうち多目的トイレの購入費である。」との答弁があり、スペースがあれば増やすことも検討してもらいたいとの意見がありました。

四十二 仮設トイレ設置工事費の内容についてただしたのに対し、「関屋川緑地公園に設置しているリースの仮設トイレがよく転倒するので、トイレを購入して転倒しないよう工事するものである。」との答弁がありました。

四十三 公園管理委託料の委託先についてただしたのに対し、「十四ある公園のうち、十三箇所については各種団体及びシルバー人材センターに草刈り等を委託している。」との答弁がありました。

四十四 遊歩道整備工事の内容についてただしたのに対し、「きずみ館の前の河川沿いに通っている遊歩道の改修工事である。」との答弁がありました。

四十五 五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてただしたのに対し、「観光案内所の運営及び着ぐるみ等の活動、観光案内所におけるインターネットの管理、マップの作成や観光掲示板の修繕等の委託料である。」との答弁があり、委員から、榮山寺の国宝の八角堂が観光ルートになっていないことについてただしたのに対し、「観光協会の会長とも相談し、マップ等の作成を検討していきたい。」との答弁がありました。

四十六 「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会補助金の重要性についてただしたのに対し、「極力お金を掛けずに種々やっていきたい。また、四市町村が連携して天誅組にも取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

意見調整のため午後五時五十一分に休憩に入り、午後六時十五分に再開しました。

再開後、休憩中に開催された予算審査特別委員会及び議会運営委員会で、予算審査の日程を十三日までとすることを決定したことを報告しました。

次に、土木費についてであります。

四十七 土木積算システム・データ使用料の内訳についてただしたのに対し、「土木積算システムは本庁と各支所の計三箇所を設置しており、土木積算協議会が県下二十二市町村で作り、経済調査会と契約し、二十一万八千円で三箇所となっている。」との答弁がありました。

四十八 入札システム改修業務委託料の変更箇所についてただしたのに対し、「入札の内容変更ソフトの変更に伴うものでダイテック株式会社に

委託しているが、入札変更のない場合は予算執行はしない。」との答弁がありました。

四十九 道路橋梁総務費の使用料及び賃借料の内容についてただしたのに対し、「六十六万四千円のうち、十三万円はコリンズの登録使用料で、入札システム利用料五十三万四千円は、ダイテックと月八万九千円で五年間のリース契約を行っており、リースの残り期間の六箇月分である。」との答弁がありました。

次に、都市計画費についてであります。

五十 花管理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「平成二十五年から五條インターチェンジの中にコスモスの花を植えており、その管理費用である。委託先はシルバー人材センターである。」との答弁がありました。

五十一 五條市立地適正化計画策定に伴う調査業務委託料と五條市中心市街地地区まちづくり基本構想策定支援業務委託料の委託内容の違いについてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

五十二 都市公園管理費の管理場所についてただしたのに対し、「都市公園は市内の百四十五箇所の都市公園の維持管理と緑地、緑道の管理である。増額している理由は、上野公園が指定管理者から直営になったためである。」との答弁がありました。

五十三 二見保育所跡地造成工事と公園設備等整備工事の内容についてただしたのに対し、「二見保育所跡地造成工事の詳しい内容は未定であるが、公園設備等整備工事は上野公園の浄化槽の修理、野球場の修理等である。」との答弁があり、委員から、二見保育所跡地に東屋を建設することについてただしたのに対し、「東屋も含め、地元の意見を聞き進めていきたい。」との答弁がありました。

五十四 遊具保守点検業務委託料の点検箇所数等についてただしたのに対し、「九箇所の都市公園で、平成二十六年度の委託先は株式会社コトブキである。」との答弁があり、委員から、四十五箇所の点検を一緒に発注することについてただしたのに対し、「予算科目の問題があるが今後研究する。」との答弁がありました。

五十五 (仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業の調査設計業務委託の内容についてただしたのに対し、「平成二十五年度繰越しにおいて委託を終了した現地調査の事業計画立案を受け、事業実施に向けて計画をしていく委託料である。また、整備については、遊歩道、現地案内板、仮設トイレも考えている。」との答弁がありました。

五十六 住宅管理費の住宅補修等工事費の金額の根拠についてただしたのに対し、「大きな修繕は工事費で行っているが、一般的な修繕は需用費の修繕料で行っている。」との答弁があり、午後七時に散会しました。

十二日の散会前に引き続き、十三日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。初めに、消防費についてであります。

五十七 消防団格納庫建替工事費の内容についてただしたのに対し、「構造としては、待機場所、トイレ、洗面所等完備している。また、車両は一台格納できる。」との答弁がありました。

五十八 防災訓練業務委託料の委託内容についてただしたのに対し、「訓練のときに必要な家屋や車両の設営や音響等である。平成二十六年度は仙度テント商會に委託をした。」との答弁がありました。

五十九 全国女性消防団操法事業委託料の委託先についてただしたのに対し、「消防団に委託するもので、内容としては、旅費、バスの借上等である。」との答弁がありました。

六十 防火水槽用地等の土地借上料についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

次に、議第六号 五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定につきましては、学校給食における事故を未然に防ぎ、食物アレルギーを持つ子供たちに必要な対応の在り方等に対して、調査や検討をしていたため、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置するために制定するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、なぜ今この委員会を設置しなければならないのかただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、子供たちの負担が少なくなるような形で考えてもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、委員の構成についてただしたのに対し、「委員には、アレルギーを持つ子供の保護者に入ってもらうことを検討する。」との答弁がありました。

また、委員から、給食センターにある物資選定委員会との連携についてただしたのに対し、「物資選定委員は保護者代表や学校給食担当の先生等が集まってもらっている。今回の委員会から、どういう点で注意をしなければならないかの指示を受けて、その中でも注意事項に基づいて進めてまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、入学後に発症した児童への対応についてただしたのに対し、「給食センターの職員と担任が十分話し合っ、事故のないように連携をとって進めていくことになっている。」との答弁がありました。

次に、議第十号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、先ほど審査に付されました、議第六号 五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定に伴い、条例に基づく委員会の委員に報酬及び旅費を支給する必要があるため、

並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職として設置され、教育委員長が廃止されることに伴い、非常勤特別職の報酬の表の整理するため、本条例の一部を改正するもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、教育費についてであります。

六十一 五條市学校適正化支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、学校適正化ということなので、有意義な形で支援されたいとの意見がありました。

六十二 五條小学校のプールを改修しているが、もっと早い時期に取り組んでもらえなかったのか、学校適正化の中にも組み入れることについてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

六十三 教育ネットワークシステムの内容についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

六十四 教育振興費の消耗品費の額についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

六十五 太陽光発電システム設備保守点検委託料の発電量と売電金額についてただしたのに対し、「売電金額は平成二十五年度が一年間で九万二千八百八十円、平成二十六年度は今年一月までで九千二十四円である。五條西中学校は蓄電しており、電気の年間使用量の四分の一を太陽光発電で賄っている。」との答弁がありました。

六十六 耐震診断業務委託料の内容についてただしたのに対し、「五條高等学校賀名生分校の屋内運動場の耐震診断である。また、未耐震の建物は五條東中学校の職員のトイレ棟と五條幼稚園である。」との答弁があり、委員から、診断結果の耐震補強についてただしたのに対し、「診断結果が必要であれば、耐震補強していきたい。」との答弁がありました。

六十七 西吉野幼稚園の土地借上料についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

六十八 二見公民館の土地借上料についてただしたのに対し、「地権者二名である。平成十二年一月十八日の契約で、五十年の地上権設定をし、減免申請があり減免している。地上権設定は名義は地権者であるが、地上権が市にあるので権利もあるし、地上権の売買ができることもあり減免したものと考えられる。」との答弁があり、委員から、新たに地上権設定という問題が出たことから、市の建物が建っている場合に地上権も参考にしてみたいとの意見がありました。

六十九 伝建事業に伴う修理修景整備補助金の昨年度の内容等についてただしたのに対し、「四千八百八十八万七千円で七軒分、今年は四軒である。修景に対しては八〇パーセントの補助がある。」との答弁がありました。

七十 まちや館の土地借上料についてただしたのに対し、「所有者が家屋は市に寄附するが、土地については寄贈できないとのことであった。平米当たり七百円と決めたが減免する代わりに六百円となった。五十年の地上権も設定している。」との答弁がありました。

七十一 重伝建に指定されている土地の固定資産税の減免の周知についてただしたのに対し、「地域のみなさんに周知した。」との答弁があり、委員から、イベントや観光事業については市全体で取り組む環境が必要である。また、新町の空き家の活用ができる環境づくりの検討もお願いしたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時五十七分に休憩に入り、午後一時三十分に審査を再開しました。

次に、一般会計歳入についてであります。

七十二 固定資産税の減収の理由についてただしたのに対し、「減収理由は、平成二十七年度は固定資産税の評価替えで、市内三百箇所を調査を行い、標準宅地の評価替えを行う。地価の下落、償却資産の減少などで、約四パーセントの減収を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、今までのデータが正確であるか、そうでないのか調べてほしいとの意見がありました。

七十三 ふるさと納税の効果等についてただしたのに対し、「詳細な説明があり、委員から、いろいろな取組、窓口を検討してほしいとの意見がありました。」

七十四 児童福祉費負担金と県負担金の児童福祉費負担金の合計金額と歳出との整合についてただしたのに対し、「保育所の費用は国庫負担金、県負担金の合計額と保護者からいただく国の基準に沿った保育料で運営している。保育料については、公立も私立も同じである。」との答弁がありました。

次に、議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第一百七十七条において三年ごとに介護保険事業計画を策定し、健全な介護保険制度の推進を図ることと規定されていることから所要の改正を行うもので当局の説明により了承した次第であります。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計の質疑はありませんでした。

次に、大塔診療所特別会計についてであります。

七十五 一年間の大塔診療所の患者数についてただしたのに対し、「平成二十五年度は一千四百五十八人で、平成二十六年度は二月現在で一千二百二十三人である。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の質疑はありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

七十六 給水分担金の返納についてただしたのに対し、「給水分担金は、その土地に付く権利で、廃止状態にすればその権利は無くなり、中止してそのまま権利を残しておけば基本料金の発生は無くなる。その給水分担金は市民の方に返納しない。」との答弁があり、委員から、給水分担金の使い道についてただしたのに対し、「給水分担金は、水道事業の利益となる。」との答弁があり、廃止の届出がない場合についてただしたのに対し、「三箇月間が経過すると権利消滅し、滞納金という形になり不納欠損で処理する。」との答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました議第六号、議第十号から議第十二号及び議第十四号、議第十五号並びに議第二十四号から議第三十三号までの十六議案につきまして、慎重審査を行いました。最後に、土地借上料の減免と課税分について委員から異議があり、意見調整のため午後二時十八分に休憩に入り、午後三時四十二分に再開しました。

再開後、委員から、異議の理由として、先般からいろいろと協議をした土地の借上料については、格差を無くすというのが目的で、固定資産税の減免、課税の格差をまずもって直すべきであろうとただしたのに対し、当局から、「今般の予算審査特別委員会において、いろいろと御指摘をいただいた。公益のために直接専用する固定資産のうち土地の借上料において有料で使用するものうち、契約者との協議等により、固定資産税の賦課において課税と減免に分かれており、契約地における借上料に対する取扱いに違いがあったことなど、いろいろ整理すべき課題があった。専門知識を有する人の意見を参考にして今回の議会までに一定の方向性を見出し、改善すべく鋭意取り組み、契約者に対する公平性を担保してまいりたい。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託されました十六議案につきましては、一括して採決の結果、全員一致で可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員から、議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議が提出され、趣旨説明が行われ、採決の結果、附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第四、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第四号、議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十七年三月十八日提出

提出者 五條市議会予算審査特別委員会委員長 山口 耕 司

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議（案）

平成二十七年年度の五條市における各会計予算案を審査する予算審査特別委員会において、土地借上料の不均衡かつ不平等な予算計上のあることが判明した。

今後においては、地権者の理解を得ながら、これらに対する是正を強く求めるものである。  
以上、決議する。

平成二十七年三月十八日

#### 五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって議第二十四号に対し、本件のとおり附帯決議に付することに決しました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第五、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第一号、五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。 太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員である間林耕司委員、東 康朝委員、山本喜代志委員の任期が、本年三月三十一日をもって満了するため、その後任の選任について、同意をお願いするものであります。

お手元にお配りしておりますように、三名の委員の再任をお願いいたします。

間林耕司委員は司法書士、東 康朝委員は一級建築士、山本喜代志委員は税理士であり、それぞれの専門分野に精通されており、識見はもとより、地価の動向、家屋の構造についても精通されており、また、信望が厚く、公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

議員各位には御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第六、本日提出されました同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 同第二号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長(窪 佳秀) 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長(太田好紀) ただいま上程いただきました同第二号、五條市政治倫理審査会委員の委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査会委員のうち、木村文夫委員が平成二十七年一月七日に死去され欠員となっておりますので、五條市政治倫理条例第六条第二項の規定により、補欠委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りいたしておりますように、平山邦男氏の選任同意をお願いするものであります。

同氏は、本市の選挙権を有しておられ、人格は高潔で、識見も高く、広く社会の実情に通じ、公平、公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成二十七年九月三十日までであります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(窪 佳秀) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第七、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 発議第五号、五條市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十七年三月十八日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 吉田雅範

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会吉田雅範委員長。

〔議会運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会運営委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、五條市議会委員会条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

先の第八十六回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と併せ、地方自治法第二百一条が改正されたため、別紙のとおり五條市議会委員会条例第十九条中、教育委員会の委員長を教育長に改めるものであります。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則と同様に経過措置を設けております。

以上、提案の趣旨説明といたします。各位には、よろしく御賛同賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第八、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第六号、核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取組を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年三月十八日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 福 塚 実

〃 岩 本 孝

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第六号、核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取組を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書(案)

本年は、第二次世界大戦の終戦から七十年の節目を迎えます。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、七十年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきました。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取組において、積極的貢献を果たさなければなりません。

昨年四月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI) 広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところです。

一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求めます。

記

- 一 核兵器国も参加する核兵器不拡散条約(NPT)において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。
  - 二 原爆投下七十年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
  - 三 NPDI広島宣言を受け、主要国の首脳が被爆の実相に触れる第一歩として、日本で開催される二〇一六年主要国首脳会合(サミット)の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
  - 四 核兵器禁止条約を始めとする法的枠組みの基本理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。
  - 五 日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障の在り方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障の在り方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年三月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第九、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 発議第七号、新金剛トンネルの実現を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年三月十八日提出

提出者 五條市議会議員 吉田雅範  
賛成者 五條市議会議員 益田吉博  
〃 福塚 実

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）ただいま上程されました発議第七号、新金剛トンネルの実現を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新金剛トンネルの実現を求める意見書（案）

五條市を始め、奈良県南和地域の実情は、木材を中心とする産業の衰退などにより過疎化が深刻な問題となっており、今後の南和地域の発展と過疎化の解消が最も重要な課題となっています。

そこで、奈良県によって整備された県道富田林五條線から金剛山を通り抜け、大阪府南部とを結ぶ新金剛トンネルが実現すれば、南和地域における主要幹線道路へのアクセスが一段と向上し、企業誘致の促進や雇用の安定、世界遺産や自然を活用した観光事業の振興などにより南和地域の発展と過疎化の解消に大きな役割を果たすものと考えるところです。

よって、政府におかれては、過疎地域が活力あるまちづくりを推進していくため、奈良県南和地域と大阪府南部を結ぶ新金剛トンネルの実現を強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十七年三月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）突然提出されましたので、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、このトンネルの総費用はどれくらい掛かると推定されておられるのか、そしてその財源はどこへ求められようとしておられるのか。

もう一つの質問は、県道富田林・五條線からトンネルを掘るとい内容になっておりますけれども、トンネルの距離とトンネルを出たところへは、どういう幹線道路に接続されようとしておられるのか、その辺をちよつとお聞きしたいと思います。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今の質問ですけれども、これは国にお願いすることと要望していきたく思っておりますので、予算等々についてはまだ見当もつておりません。

そして以前の調査では、一〇キロから一一キロという距離は聞いております。

そして、結ぶ大阪南部ですけれども、以前に五條の野原町の辯天さんで竹本衆議院議員ですか、その方にお出会いしたときのお話ですと、そこから阪和道に結ぶ道路を結びたいというようなお話を聞かせていただきました。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）政府へ求めていくという答弁でございますけれども、やはりそれであっても必要最小限の根拠を整えて準備するということが必要ではないかと思うのです。例えば現在、御所から水越トンネルが貫通され、富田林の方に延びておりますけれども、五條市の田園の県道西佐味中之線を活用すれば、富田林まで大体二十分で行くことができるわけです。したがって、財源が五條市に掛かってくるのかどうかかりませんが、その辺の五條市のことも考えておく必要があるのではないかなと思えます。

したがって、やはりこういう幾ら政府への要望でありまして、五條市に係る大きな事業であり、ばくだいな費用が掛かる事業でありますので、ちよつと提出される上においての根拠がちよつと不十分ではないかなというふうに思えますので、私といたしましては、現時点では反対をさせていただきたいと思えますので、議長におかれましては、採決をお願いしたいというふうに思えます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）財源等々につきましては、私は地域公共交通の延長というものをみております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) たいだいま出されました意見書に関して、内容を今拝読させていただきました。具体的に標高どの位置に金剛山にトンネルを掘るかというところはまだここに示されていない。以前にそういうお話もあったということでありますけれども、今現在の金剛トンネル、これはかなり老朽化して古いものだと思います。またその金剛トンネルをくぐるに当たっても、金剛山を登って行く山道もかなり蛇行されている。だからそういう意味からして実現できる、できない、またどの位置に掘る、掘れない、予算もそれで変わってくると思います。ただ、今の現状の金剛トンネルに関してあれで十分なのかどうなのかという観点から見たら、今出されている意見書については、私は今後どういう展開に進むかによっても意見書を出させていただくべきではないかと思えます。

以上です。

○議長(窪 佳秀) 質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。(「一番」の声あり) 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) この際申し上げます。

牧野議員から、例えばできたら大変いいのではないかと、その趣旨は大変よく理解できます。しかしながら今現在の大谷議員からの質疑あったときの答弁の内容が不十分だったと思いますので、私、退席させていただきます。

〔養田全康議員退場〕

○議長(窪 佳秀) なお、この採決は起立により行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(窪 佳秀) 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

〔養田全康議員入場〕

○議長（窪 佳秀）次に日程第十、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第八号、（仮称）五條総合体育館建設事業において柔哲会から提出された請願の要旨の対応を求める決議について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年三月十八日提出

提出者 五條市議会議員 牧 野 雅 一

賛成者 五條市議会議員 益 田 吉 博

〃 吉 田 正

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号、（仮称）五條総合体育館建設事業において柔哲会から提出された請願の要旨の対応を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

（仮称）五條総合体育館建設事業において柔哲会から提出された請願の要旨の対応を求める決議（案）

五條市における柔道の歴史は、古くは金陽柔道会まで遡り、その流れをくんだ熱心な指導者の下、市内では全国でも有数の歴史・実績を持つ「五條五大館道場」と地域の子供たちの健全育成に長年にわたり貢献する「牧野柔道クラブ」の二つの道場が活動し、少年柔道に励む子供たちが今もお絶えることなく日々の鍛錬に取り組んでいます。

柔道は、幼い頃からの母の教えや父の行動哲学を通して受け継いだ「心身の持つ全ての力を最大限に生かして、社会のために善い方向に用いる」という「精力善用」の精神と、柔道の修行を通して体得した「相手に対し敬い、感謝すること、信頼し合い、助け合う心を育み、自分だ

けでなく他人と共に栄えある世の中にしようとする」という「自他共栄」の二つの規範から成り立ち、人としての進むべき道を示し「礼節」を重んじる競技であります。

柔哲会は、そんな柔道を通して小学生から中学生へと成長し、有能な指導者の下、県下でも強豪と知られ、全国・近畿・県大会規模でも数々の実績と歴史を刻みつづける「五條東中学校柔道部」を経て高校、大学、社会人、指導者へと成長した多くの子供たちとその保護者、また指導者が各々互いに感謝し合うという強い絆の下、柔道に感謝し、その発展を目的として発足した団体であります。

純粹に柔道発展のため、柔哲会は体育館建設事業の早期の着工を願ひ、二千五百二十八名の署名を集めた請願書が提出されました。しゅん工後は県内外から多くの競技者を募り、競技大会を開催し、他の競技とともに新体育館を意義ある施設として活用するためにはその環境を整える必要があると考えます。また、有事の際、避難所として健やかな避難生活を送る環境整備にもなると考えます。

よって、市におかれては、以下の項目について環境の整備を求めます。

記

- 一 全国・近畿・県大会の競技を開催するにあたり、正規の競技会場としての環境を整えるため、柔道競技用畳を約六百枚装備すること。
  - 二 新体育館の構造上、隣接若しくは、則した場所に柔道競技用畳約六百枚を収納できる施設を構築すること。
- 以上、決議する。

平成二十七年三月十八日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申しましたが、決議というより、要望、お願いでございます。各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十七年度各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十七年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、三月二日に開会されました定例市議会におきましては、平成二十七年の一般会計予算案を生活に密着した骨格予算として予算を計上いたしました。また条例などの多数の重要案件につきましては、長時間にわたり慎重審議を賜り、全て原案どおり御議決を賜り、心からお礼を申し上げます。

この一期四年間を振り返りますと、就任当時は大塔町における未曾有の大被害から一日も早く被災者の皆さんが元の生活に戻れますよう復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。昨年十二月、ほぼ復旧も終わり、一定の安全性が確保できたとして、避難勧告・避難指示を解除し、被災された皆さん方が自宅に戻れることができました。

しかしながら、復旧・復興へはまだ道半ばでもあります。前にと進ませていただくことができませんでした。このことは、議員を始め市民の皆さん、並びに全国各地から応援をいただいた皆さん方のおかげだと心から感謝を申し上げます。

また、新ごみ処理施設、新し尿処理施設、食肉加工施設、南奈良総合医療センターに伴う五條病院の充実、そして県の防災拠点等の誘致をさらに前進させるなど、行財政改革、住んで良かったまちづくり、元気な五條市のために私が再度市民の皆さんから御支援をいただけるならば、誠心誠意努めさせていただく所存であります。

ここに成立を見ました平成二十七年予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、会期中に議員各位から賜りました御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

さて、この場をお借りいたしました。私の進退について申し述べさせていただきます。私は今議会に多くの市民の皆さんから御署名や御願をいただき、（仮称）五條総合体育館の建設請負契約に係る議案につきまして三度上程し、御議決を賜りました。先般二度目の臨時会におきま

ては、いずれも否決されたことを受け、強い気持ちを持って私ははじめをつけるとして市長の職を辞職し、改めて市民の判断を仰ぐことを決意したところでありました。しかしながら私の公職選挙法の不勉強のいたすところにより、在任期間を残して辞職をして来る統一地方選挙に立候補し、仮に私が当選人となった場合には、私の残任期間だけの実任期のない市長を選出するだけの選挙となります。

結果的に選挙後も市長が不在となり、再度選挙を行う必要となり、再度選挙に公費の支出をすることとなります。このような事態を招くことは私の本意とするところではなく、辞職を撤回せざるを得ないとの決断に至りました。

議員の皆さん、また市民の皆さん、並びに関係各位には大変心から御心配と御迷惑をお掛けいたしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

最後になりましたが、ようやく春めいてまいりましたが、どうか議員各位におかれましては、健康に十分御留意していただきまして、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） これをもちまして、平成二十七年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後零時一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 窪 佳 秀

署 名 議 員 吉 田 雅 範

署 名 議 員 益 田 吉 博

署 名 議 員 大 谷 龍 雄

